

# 埼玉県障害者芸術文化活動普及支援事業実施要領

## 第1 目的

県は、障害者の芸術文化活動の裾野を拡大し充実を図るとともに、その魅力を発信することで広く県民に障害及び障害者への理解を促し、障害者の自立と社会参加の促進を図るため、障害者の芸術文化活動を支援する事業を実施する団体に対して補助を行う。

## 第2 補助対象者

補助対象者は、社会福祉法人その他の法人格をもち、埼玉県内に事務所を置く団体（以下「実施団体」という。）で、次の（１）及び（２）を満たす団体とする。

- （１）自ら経理、監査する等の会計体制を有すること
- （２）政治活動、宗教活動を目的としていないこと

## 第3 対象分野

自宅、学校、福祉施設、文化施設、社会教育施設、民間の教室等、地域の多様な場で行われる、美術、音楽、演劇、舞踊などの多様な芸術文化活動を対象とする。

## 第4 補助対象事業

実施団体は、芸術文化活動を行う障害者本人やその家族、福祉施設、文化施設、支援団体等（以下「事業所等」という。）を支援する拠点「埼玉県障害者芸術文化活動支援センター」（以下「支援センター」という。）を設置し、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（「平成30年法律第47号。」）の第8条に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」（平成31年3月文部科学省・厚生労働省策定。）に定める施策の方向性を踏まえ、次の事業を行うこととする。

### （１）県内における相談支援

芸術文化活動における支援方法、創造環境の整備、権利の保護、鑑賞支援、作品の販売・公演、記録・保存、地域・国際交流等に関する相談を受け付け、関係機関や専門家の紹介や専門的知見によるアドバイス、職員等の訪問による相談支援や体験講座等を行うこと。

相談への対応に当たっては、相談記録のデータベース化を図るなど工夫し、広域センターや連携事務局へ共有すること。

### （２）芸術文化活動を支援する人材の育成等

文化、福祉、教育等の多様な分野で芸術文化活動に関わる者等に対して、他分野に関する知識等を深めるよう、芸術文化活動の支援方法、著作権等の権利保護、障害特性への理解等に関する研修や、現場体験プログラムの提供などを行い、人材の育成及び確保を図ること。また、芸術文化活動に関わる各分野をつなぐ人材の育成についても工夫すること。

### （３）関係者のネットワークづくり

芸術文化活動を支える人材が連携・協力し、多角的な面から支援の在り方が考えられるよう、障害者やその家族、福祉や芸術等の専門家、事業所や文化施設の職員、文化、福祉、まちづく

り等の行政職員、教育関係者、研究者、地域住民など、分野や領域を超えて様々な関係者とネットワークを築くこと。

また、ネットワークを通じ、事業についての意見交換や情報共有、芸術文化活動の質の向上などに努め、事業の実施に必要な協力を得ること。

#### (4) 芸術文化活動（鑑賞・創造・発表等）に参加する機会の確保

地域における障害者の活躍の場を拡げ、多様な人々との交流が促進されるよう、専門家等と連携を図り、障害者が作品等を鑑賞する機会、日頃の創作活動や新たな価値創造を行う機会、活動の成果等を発表する機会など、さまざまな目的や方法による芸術文化活動に参加する機会を確保すること。

確保にあたっては、支援センター自らが発表の機会を創出する方法、あるいは、地域の他の主催者等が発表の機会を創出するにあたり、助言や必要な物品・人員等の提供を行う方法も可能とする。

なお、支援センター自らが発表の機会を創出する場合、地域の文化、福祉、教育等の関係者や団体等と実行委員会を構成するなど、地域にノウハウが共有されるように努めること。

#### (5) 情報収集・発信

展示会や公演、上映会などのイベント情報、芸術文化活動の実態把握、作品・作者等に関する情報など、県内の芸術文化活動の情報を収集・発信するとともに、厚生労働省が決定するブロックレベルにおける広域支援を行う実施団体（以下「広域センター」という。）及び全国レベルにおける活動支援を行う実施団体（以下「連携事務局」という。）と連携し、得られた情報の活用を行うこと。また、可能な限り国内外の情報収集・発信にも努めること。その際、障害者本人等に情報が十分届くよう工夫すること。

#### (6) 事業評価及び成果の取りまとめ・報告書の作成

地域の障害者の芸術文化活動に対する支援の現状把握と事業の向上を図るため、事業評価に取り組むこと。また、実施成果をとりまとめ、広域センターへ報告するとともに、報告書を作成すること。

### 第5 実施主体の決定方法等

提出書類の内容を審査のうえ採択団体を決定する。

附 則

この要領は、平成30年5月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。